

虐待防止

および

身体拘束に関する指針

特定非営利活動法人ふくいスポーツクラブ

はじめに

本指針は、特定非営利活動法人ふくいスポーツクラブの放課後等デイサービス事業において、児童福祉法および障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止と身体拘束の適正化を図り、適切な対応を講じることを目的とする。

虐待に関する事項

1. 虐待の定義

「虐待」とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- ①身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：障害者にわいせつな行為をすることまたは障害者にわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止責任者および虐待防止委員会の設置

虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を置く。

虐待防止責任者は、児童発達支援管理責任者とする。

虐待防止委員会を設置し、年一回以上開催する。委員会の構成員は理事長および児童発達支援管理責任者を含む2名以上とする。

3. 通報等

本人、職員、保護者、関係者等から虐待に関する報告があった場合は、虐待防止責任者はただちに調査を行い、虐待報告の受付および調査記録書を作成する。虐待の当事者が虐待防止責任者の場合は、法人の理事が行うこととする。

また、虐待に関する報告があり、虐待を受けていると思われる場合には次の窓口に通報することとする。

福井市障がい者基幹相談支援センター

電話番号 0776-27-2828

メール kikan-fukui@asuwafukushikai.jp

4. 発生時対応

虐待防止責任者は虐待を受けた利用者の安全を確保することを最優先とし、その保護者や関係者および関係機関に調査結果、改善策について説明しなければならない。

虐待を行った職員に対して事実関係が明らかになるまで出勤停止等の措置を講じ、虐待防止責任者は損害賠償保険会社へ連絡し、対応に関する指示を仰がなければならない。

5. 再発防止

虐待防止責任者は、虐待の再発防止策を検討し、職員会議を開催しなければならない。また、再発防止策は書面等の方法をもって全員に周知する。

6. 研修の受講

虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。外部研修受講の場合は、研修内容をその他の職員に周知する。内部研修の場合は出席していない職員に対して、研修内容の周知をおこなう。

身体拘束に関する事項

1. 身体拘束の定義

身体拘束とは、本人の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または制限する行為をいう。

(参考例)

- ・椅子などに縛り付ける
- ・手指の機能を制限させるためにミトン型の手袋をつける
- ・利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する など

2. 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束適正化委員会を設置し、年一回以上開催する。委員会の構成員は虐待防止委員会と同様とし、原則として虐待防止委員会と一体となって実施する。

3. 身体拘束が認められるやむを得ない場合

原則として身体拘束は認められないが、以下の条件を満たす場合、身体拘束を行うことを許容する。

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

4. 身体拘束を行う場合の手続き

身体拘束を行う場合は以下の手続きを実施する。

組織的決定	事前に身体拘束を行う必要がある場合が想定される利用者については支援会議等で決定し、個別支援計画に記載する。想定外で身体拘束が必要な場合は、その妥当性を職員会議等で検討し、記録に残す。
十分な説明	身体拘束を行う場合には、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。
記録	身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載する。

5. 通報、発生時対応、再発防止

妥当性のない身体拘束が発見された場合の、通報、発生時対応、再発防止は虐待防止の対応に準ずる。

6. 研修の受講

身体拘束適正化を図るため、定期的に職員研修を実施する。外部研修受講の場合は、研修内容をその他の職員に周知する。内部研修の場合は出席していない職員に対して、研修内容の周知をおこなう。

実施が困難な場合をのぞき、虐待防止に関する研修と一体となって実施する。

以上